

れます。そのため医療機関同士、医療機関と介護施設など異なるサービス提供者の間の情報連携が必要となってきますが、マイナンバー法では異なるサービス提供者間での情報のやりとりは一般的に禁止されております。したがって報告書では、マイナンバーとは異なる医療等分野でのみ使える番号（医療等ID(仮称)）や安全で分散的な情報連携の基盤を設ける必要があるとしています。

日医総研の「ITを使った地域医療連携」調査によると、現在稼働しているネットワークの範囲としては2次医療圏ないしはそれ以下のものがほとんどです。この規模であれば、都道府県あるいはそれ以上の広域に通用する共通IDは必要なく各医療機関のIDを関連付けられる仕組みがあれば十分です。

一方、都道府県単位の広域地域医療連携ネットワークの構築は、最近始まったところです。都道府県単位での広域ネットワークの構築・運営にあたっては、都道府県独自の共通患者IDがあれば便利ではあります。実際、広域ネットワークを構築しようとしている都道府県では、マイナンバーあるいは医療等IDを使用できれば便利であるとの意見が多いようです。

医療等ID（仮称）について、報告書では①**本人識別・本人確認**（サービス提供者間で、利用者を同一人物であると認識し、なりすまし等の防止をすること）、②**機密保護**（情報の漏洩、不正取得等を防止する方策を講ずること）、③**証跡確認**（利用者自身が不利益を被っていないことを、関係者がいつでも確認できる手段を講ずること）、④**分散管理**（医療等に関する情報が一元管理されないようにすること）の4

点を規定しています。しかし、全国民に医療用のIDカードを交付し、患者はそれを持って病院を受診、医療情報もカード（あるいはID）に蓄積されるとすると、その情報が漏洩する危険が非常に増大することになります。レセプトもこのIDを使用することになると、さらに情報漏洩の危険が高まります。現時点では、情報が漏洩した際のデメリットを考慮すると、医療等IDを導入するメリットはあまりないと思われます。

ITは急速に進歩しておりますから、医療・介護の分野でもこれを利用すべきと思われます。しかし、医療連携ネットワークの全国的な普及にはかなりの年数を要すると思われますし、セキュリティ対策として最も重要な個人情報保護法の医療特別法（個別法）の制定には、もう少し時間がかかる見込みです。

したがって、医療等IDのような全国共通のIDが必要かどうか、それがないと全国的な医療連携ができないかどうか十二分に検討する時間的余裕がありますので、医療等IDの導入には慎重であるべきと考えます。

#### おわりに

医療におけるITの利用の仕方は、種々ありますが、ここでは地域医療連携に限定して述べました。また、医療等IDのような共通の患者IDについての現在の考え方について説明しました。この分野は今後数年の間に急激な発展を遂げることと思われ、いずれ北海道全体の医療連携ネットワークが必要かどうか検討する時期が来ると予想されます。

## 電子メールによる会員への情報提供について

### — メールアドレスの登録 —

◇情報広報部◇

本会では、インターネットを利用し、電子メールにより緊急性の高い情報を、会員の皆様に送信提供しております。対象は当会の電子メールアドレス利用者全員と他プロバイダの電子メールアドレスをお持ちになっていて、本会にアドレスを登録している会員です。

他プロバイダの電子メールアドレスの登録につきましては、随時受け付けておりますので、是非ご登録いただきたくご案内いたします。

#### ●電子メールアドレスの登録方法

電子メールで、ご氏名、登録メールアドレスを明記のうえ、下記宛お送りください。

・申込先メールアドレス：[add@m.doui.jp](mailto:add@m.doui.jp)